

公益社団法人青森県診療放射線技師会旅費規程

平成 25 年 4 月 29 日制定

平成 30 年 6 月 17 日改正

令和 4 年 9 月 17 日改正

令和 7 年 4 月 27 日改正

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第 31 条に基づき、本会の用務に要する旅費について、必要な事項を定める。

第 2 章 旅費の種類及び支給方法

(旅費の種類)

第 2 条 旅費の種類は、以下のとおりとする。

旅費の精算は、出張旅費請求書を作成し、会長の決裁を経て会計担当理事にて精算すること。領収書等支払いを証明するものが無い場合は原則としてその支出は自己負担とする。

(1) 交通費

1) 鉄道、船舶、航空機、バス、タクシーは、当該旅客運賃する。

(ア) 鉄道運賃の算定に際し、片道 100 キロメートル以上の場合は、新幹線特別急行料金又は一般特別料金を加算する。

(イ) 航空機による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

(ウ) タクシーの場合は次に掲げる事由がある場合とその他業務上必要又は天災その他やむを得ない事情があると会長が認めるときのみ、その利用を認める。

① 公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合

② 業務の緊急性や時間的制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合

③ 出張の目的又は用務の内容等により、タクシーを利用することが合理的である場合

(エ) バス、鉄道など電子清算する場合は、出張旅費請求書に記載することで、領収書は不要とする。

2) 自家用車は燃料、駐車料、有料道路通行料。ただし、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。燃料については移動距離に応じ計算する。(別表 1)

(2) 宿泊料

- 1) 一泊 上限10,000円の実費支給とする。ただし、次に該当する場合に支給する。
- (ア) 前泊は用務開始の15分前に到着するために、午前7時以前に自宅を出発しなければならないとき
- (イ) 後泊は用務終了後に帰路に着いて帰宅時刻が、午後11時以降のとき
- (ウ) その他、宿泊することが合理的と会長が判断される場合
- 2) 宿泊料に朝食が含まれている場合、その朝食代は宿泊料に含まれるものとする。
- 3) 宿泊料に朝食が含まれない場合、または出張先で外食する場合は、原則として自己負担とする。
- 4) 宿泊料がやむを得ず上限を超える場合、あらかじめ会長の許可を得ることで超過分を請求することができる。
- 5) 宿泊の具体的実例等については「企画・イベントにおける宿泊・昼食の具体的な取り扱い基準」に定める
- (3) 雑費
一日 2,400円。ただし、用務が4時間未満は1,200円とする。
- (ア) 前泊・後泊の雑費は移動時間を含める。
- (イ) 用務日は、雑費を支給する。ただし講師料が発生する場合は除く。
- (ウ) 出張者については時間外勤務の取り扱いは行わない。
- (4) 昼食
- 1) 1回あたりの金額の上限は常識的範囲とされており、1人あたり1,500円（税込み）までとし、弁当代、飲み物代を含める（飲み物は、水またはお茶のみとする）。ただし、昼食支給は用務が4時間以上の場合で、午前中の用務は2時間以上とする。
- 2) その他、昼食の具体的な取扱いについては「企画・イベントにおける宿泊・昼食の具体的な取り扱い基準」に定める。
- 2 前項のほか、本会で宿泊施設を指定して宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで、本会が施設に宿泊費の支払いをする。
- 3 旅行パック等、運賃及び宿泊費が含まれている場合は、この実費を支給する。
- 4 外部講師による研修会等で、上位団体と主催または共催した場合に開催要綱等があり、これが優先される場合は、あらかじめ理事会に諮りその要綱に準ずることができる。
- 5 季節的な事情または災害等が原因で、通常の交通機関を利用できない場合、安全を優先して別の交通機関を利用することができる。
- 6 前項を適用する場合は、あらかじめ理事会に諮る。緊急性のある場合は会長がその判断を行う。
- 7 出張者が業務上、不慮の支出をなし、その精算を行なうときは、その支出に伴う領収書を提出しなければならない。領収書等支払いを証明するものが無い場合は原則としてその支出は自己負担とする。
- 8 会長が不在の場合は、副会長がその任にあたる。

(旅行日数)

第3条 旅費算定上の旅行日数は、旅行のために要した日数とする。

(支給の手続き)

第4条 特別な事由により、この規程に因り難い場合は、会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

- 2 出張が終了した際には、5日以内に出張旅費請求書を作成し、領収書とともに提出しなければならない。

第3章 雑則

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

別表1 自家用車利用の際の燃料費

燃料費	燃料の種類
1kmあたり20円	レギュラー、ハイオク、ハイブリット、電気等は問わない

附則

- 1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。

附則

- 1 この規約は、平成30年6月17日改正、同日施行する。

附則

- 1 この規約は、令和4年9月17日改正、同日施行する。(第2条第1項第4号、第3項から第7項を追加)

附則

- 1 この規約は、令和7年4月27日改正、同日施行する。((第2条第1項、第8項、第4条第2項を追加、第2条第4項を削除)